

マイナンバーの預金口座付番にご協力ください

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和6年4月1日より施行されるマイナンバー口座管理法（注1）にともない。預金口座開設その他所定のお取引に際しては、預金口座付番（注2）についてのご希望の有無をお伺いいたします。

（注1）「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和三年法律第三十九号）

（注2）金融機関が、預貯金口座に係るお客さまの情報と「個人番号（マイナンバー）」を紐付けて管理すること。

対象業務の範囲について

- 口座管理法に基づき、信用金庫などの金融機関が行うこととなる業務は、①預貯金口座への付番（付番申出の受付、付番の意思確認）、②他金融機関の預貯金口座への付番（付番申出の受付、付番の意思確認）、③相続時・災害時の口座照会（申請の受付）、④金融機関が管理する預貯金者に係る本人情報（氏名・住所等）の最新化。
- 口座管理法は令和6年4月1日（月）から施行されることとなるが、このうち、同日から対応を要する業務は、「①自金融機関口座への付番のみ」（その他の業務は令和7年3月開始予定）。

対象業務	業務開始時期
① 自金融機関口座への付番	令和6年4月1日（月）
② 他金融機関口座への付番	令和7年3月予定
③ 相続時・災害時の口座照会	
④ 本人情報の最新化	

○ 口座登録法に基づく金融機関による公金受取口座の登録等受付に係る業務も、令和7年3月から開始する予定とされている。

※ 預貯金口座付番をご希望される場合は、お近くの当金庫窓口でお手続きをお願いいたします。